

南房総市パブリックコメント手続実施指針

平成18年11月1日

施行

総務部総務課

改正 令和8年8月28日

(目的)

第1 この指針は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、市民に対して、市の説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との相互信頼に基づく市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この指針においてパブリックコメント手続とは、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨・内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見・情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方を公表し、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行うための手続をいう。

2 この指針において「実施機関」とは、市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この指針において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内の学校に在学する者
 - (5) 市税の納税者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う政策等に利害関係を有する者
- (対象事案)

第3 パブリックコメント手続の対象事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画又は個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
 - (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民に義務を課し、権限を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃
 - (3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの
- 2 前各号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を実施することを要しない。

- (1) 法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第1項の規定による直接請求により議会へ提出するもの
 - (3) 迅速性又は緊急性を要するもの、軽微な変更と認めるもの及び実施機関に裁量の余地がないもの
 - (4) 対象事案を委員会、審議会等がこの指針に準じた手続を経て策定した報告・答申等を尊重して決定した場合で、実施機関が改めて同手続を実施する必要がないと判断した場合
- （公表時期及び公表資料）

第4 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適正な時期に、対象事案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により対象事案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該対象事案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

（公表の方法）

第5 第4の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
 - (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配付
- 2 第4の規定により公表するときは、提出先、提出方法、提出期限その他の意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。
 - 3 対象事案の内容が相当量に及ぶ場合は、その概要を第1項の方法により公表することとし、対象事案及び資料全体については、実施機関担当課等における閲覧のみとすることができる。

（意見等の提出）

第6 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間として、対象事案の公表の日から原則として30日以上提出期間を設けるものとする。

- 2 意見等を提出しようとする市民等は、その意見等を次に掲げる方法により、実施機関が指定する場所等へ提出しなければならない。

- (1) 書面による提出
- (2) 郵便等による提出
- (3) 電子メールによる提出
- (4) ファクシミリによる提出

- 3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（団体にあつては団体名）及び連絡先を明記しなければならない。

（意見等の取扱い）

第7 実施機関は、第6の規定により提出された意見等を考慮し、対象事案について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、対象事案に併せて市民等から提出された意見等及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができる。ただし、南房総市情報公開条例（平成18年条例第10号）第6条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

3 第5第1項の規定は、前項の公表の方法について準用する。

（意思決定過程の特例）

第8 政策等の案に関して、本市において法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、この指針に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づくものは、実施機関は、この指針によるパブリックコメント手続を行わないで意思決定することができる。

（指針の実効性確保）

第9 実施機関は、この指針に基づくパブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を定めるものとする。

2 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、第5の方法により公表するものとする。

（委任）

第10 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この指針は、平成18年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この指針の施行の際、現に立案過程にある対象事案については、この指針の規定は適用しない。ただし、可能な範囲において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施するものとする。

附 則（令和8年8月28日南総第841号）

この指針は、令和8年8月28日から施行する。